

(別紙)

令和 8 年度 市内事業者等による子ども・子育て政策研究業務
仕様書

1. 業務名 令和 8 年度 市内事業者等による子ども・子育て政策研究業務

2. 目的

奄美市では、令和 5 年度に策定した「未来の奄美市づくり計画（以下：未来計画）」において、みんなの取組むべき方向性として「子育ての“困った”をなくそう」を掲げています。

そのため、新たに子育て支援サービスに取り組みたい民間事業者等の支援や SNS を活用した子育て政策の情報発信を行い、親子のお出かけ先づくりや子育て支援の認知度向上に努めてきたところです。

今後とも、多様化する市民ニーズにきめ細やかに対応するためには、国等が展開する補助制度の活用が求められます。

また、なにより子育て支援の充実には、そのサービスを提供するためのマンパワーが必要ですが、本市の行政職員のみではその全てを担うことは難しく、行政とともにサービス提供の担い手となっただけの民間事業者等との連携が不可欠であると考えております。

そこで、本業務では、民間事業者等と連携して実施する子育て支援について、本市における子育て支援施策の実現可能性を高める、または将来的な活用が期待される研究に取り組んでいただきます。

3. 履行期限

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 12 日（金）までとする。

4. 業務内容

(1) 子ども・子育て政策に関する調査研究

研究内容等については、提案された内容を基に、本市との協議により決定する。

5. 成果物

＜提出物＞

履行期限内に本業務に係る以下成果物を提出すること。

(1) 調査研究レポート 一式

- ・ 調査研究レポートに関するデータ（.docx）
- ・ 調査研究レポートに関するデータ（PDF）
- ・ 調査研究に関する写真等のデータ

＜レポートの内容＞

- ・ 調査の目的
- ・ 調査内容（調査先、調査手法、調査内容）
- ・ 調査結果（調査を終えての気づき、本市での実現性について等）
- ・ 本市での子育て支援充実への活用に向けた提案（行政がやること、民間にできること等）

6. 著作権

成果物の著作権は発注者に帰属するものとする。

(別紙)

7. 一般事項

- (1) 受注者の責任に起因して発生した損害については、受注者の責任で賠償する。
- (2) 受注者は、本業務上必要な関係書類を常に整備し、発注者から提出を求められた際は速やかに提出する。
- (3) 成果物における画像の使用にあたり、納品後、追加使用料等を必要としないものを使用すること。

8. 秘密の保持

受注者は、業務上知り得た内容を他に漏らしてはならない。また、本業務で得られた資料及び成果を発注者の許可なく、外部に貸与並びに使用させてはならない。契約期間が終了した後も同様とする。

9. 個人情報の保護

本業務で個人情報を扱う場合は、個人情報の管理に最善の注意を払うものとする。また、個人情報を改ざん、破損、滅失および漏洩その他の事故から保護するため、必要な措置を講じるものとする。

10. 手直し

受注者は本業務が完了した時、受注者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足その他の措置を講ずるものとする。

11. 特記事項

- (1) 作業過程において、疑義が生じた場合は、すみやかに発注者と協議し、その指示を受けなければならない。
- (2) 契約後、本仕様書に定めのない事項や疑義が生じたときは、発注者と受注者の協議の上対応を決定する。その他、プロポーザルの企画提案書に基づく事項を実施すること。